

鹿児島労働基準監督署発表
令和7年3月24日

令和7年3月24日

【照会先】

鹿児島労働基準監督署

○副署長 田原 宗治

第一方面主任監督官 清水 孝則

(電話) 099 (803) 9641

報道関係者 各位

労働基準法違反容疑で書類送検

～虚偽の内容が記載された帳簿書類を提出した疑い～

鹿児島労働基準監督署（署長 池濱 輝生）は、本日、有限会社セーフティ・Jライン^{ジェイ}及び同社代表取締役を、労働基準法違反の疑いで鹿児島区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和5年10月10日、労働基準監督官からの帳簿書類提出の求めに対し、虚偽の内容が記載された帳簿書類を提出した疑い。

1 被疑者

- 有限会社セーフティ・Jライン
所在地：鹿児島県鹿児島市東開町
事業内容：自動車貨物運送業
- 代表取締役 A

2 違反条文

被疑者有限会社セーフティ・Jライン及び被疑者Aともに、労働基準法違反
同法第101条第1項（労働基準監督官の権限）
同法第120条第4号（罰則）
同法第121条（両罰規定）

3 被疑内容

令和5年10月10日、鹿児島労働基準監督署の労働基準監督官が被疑者有限会社セーフティ・Jラインに臨検して帳簿書類の提出を求めたところ、被疑者Aが同労働基準監督官に対して内容を改ざんした帳簿書類を提出した疑いがあるものです。

4 参考事項

労働基準法（以下「労基法」という。）第101条第1項では、「労働基準監督官は、事業場に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる」旨を定めています。また、労基法第120条第4号では、労基法第101条第1項の規定による労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者に対して、30万円以下の罰金に処すると定められています。

【参照条文】

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

（労働基準監督官の権限）

第百一条 労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。

（罰則）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

（第一号～第三号 略）

四 第百一条(第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定による労働基準監督官又は女性主管局長若しくはその指定する所属官吏の臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者

（第五号 略）

（両罰規定）

第百二十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

（第二項 略）